

兵庫県公報

平成27年12月17日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

●屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第49号）

屋外広告物法に規定する広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限及び広告物の表示の方法等の基準、これらの違反に対する措置並びに保管した広告物の返還のための公示等に係る条例の制定又は改廃に関する事務（電車に表示する広告物に係るものを除く。）のうち、芦屋市域におけるものについては、芦屋市が処理することとする等所要の整備を行うこととした。

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第49号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第25条の6第1項第1号中「建設業法施行規則」を「建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第104号）による改正前の建設業法施行規則」に改める。

第27条第1項第3号中「第54条第1項」を「第44条第1項第1号から第3号まで」に改める。

第31条中「市町は」の右に「、芦屋市」を加える。

様式第15号の3中「第 号」を「(登録番号) 第 号
(有効期限) 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第28条の規定に基づき芦屋市が定める条例の施行の日から施行する。